

# 児童手当制度のご案内



## 【支給対象児童について】

国内に居住する中学校修了前満15歳の最初の3月31日までの児童。

## 【受給者について】

○次のいずれかに該当する方に支給されます。  
 ・児童を監護し生計が同一である父、または母のうち、所得の多い方。  
 ・父母以外で児童を養育している方

・離婚協議中の場合やDV被害者の場合は、児童と同居している方  
 ※児童が児童福祉施設等に入所している場合は、保護者ではなく施設長に支給されます。

※公務員については所属庁より支給されます。  
**【必要な手続きについて】**  
 お子さんが生まれたり、他の市町村から転入した時は、「認定請求書」の提出が必要となり、原則として申請月の翌月分からの支給となります。  
 出生日、転入した日の翌日から15日以内に手続きが必要

## 手当月額について

対象	手当月額	
0歳～3歳未満	15,000円	
3歳以上小学校修了前	第1・2子	10,000円
	第3子	15,000円
中学生	10,000円	
所得制限限度額以上の場合	5,000円	

です。(公務員になった場合、公務員でなくなった場合はその翌日から15日以内に手続きが必要です)。また、毎年6月に所得状況などを確認するために、全受給者は「現況届」の提出が必要です。

※第1子などの数え方は、18歳の3月31日までの間にいる児童の数で数えます。  
 ※扶養親族数に応じて設けられた所得制限限度額についてはお問い合わせください。

## 【支給時期について】

原則として、6月、10月、2月に前月分までの手当を支給します。

## 【保育料の徴収について】

保育料の滞納者に対し、児童手当から直接保育料を徴収することがあります。該当者については、支払月が近くなりましたらご連絡します。

## 児童手当「現況届」の提出について

現況届

## 【提出期限】

児童手当を受けている方は、役場から送付された現況届に6月1日現在の状況を記入し、**6月30日(木)**までに提出してください。

提出がない場合は、6月分以降の手当が受けられなくなりますのでご注意ください。また、提出が遅れると10月の支給日に支給できなくなる可能性があります。

## 【提出書類】

- ① 現況届
- ② 受給者(保護者)の健康保険被保険者証(健康保険証)の写し

## 不用品交換コーナー

5月15日時点

ゆずります

これまでの成立件数 **48**件

・赤ちゃん用椅子Bumbo(専用ベルト無し)

ゆずってください

これまでの成立件数 **22**件

・補助輪付き自転車(3~4才児用)  
 ・三輪車(3~4才児用)

### 【申請方法】

企画振興課、熊石総合支所住民サービス課、落部支所にて申請書を備え付けていますので、手続きを行ってください。

※町ホームページからも簡易登録申請が可能です。

### 【問い合わせ先】

企画振興課協働推進係 ☎0137-62-2300

③ 所得課税証明書  
 平成28年1月1日時点で八雲町に住所がない場合は、前住所地の市町村より「平成28年度所得課税証明書」を父母ともに1通ずつ取り寄せてください。

④ 監護・生計同一申立書  
 養育している児童と別居している場合は、申立書と併せて、別居先の世帯全員分の住民票の写し、児童の保険証の写しを提出してく

ださい。支給対象でない中学校修了後の児童についても提出が必要な場合があります。

## 【提出先】

・住民生活課児童係  
 ・熊石総合支所住民サービス課環境生活係  
 ・落部支所  
 ※郵送される場合は、住民生活課児童係へ送付してください。

## 【問い合わせ先】

住民生活課児童係  
 ☎0137-62-2112